

平成26年10月24日

NKKスイッチズ株式会社
代表取締役社長 大橋 智成 殿

東京都渋谷区代々木5-14-12
一般財団法人 電気安全環境研究所
製品認証部

平成26年 9月10日 付けでお申込みいただきました下記の特定期間電気用品
につきましては、同封の適合証明書のとおり平成26年10月24日付にて
交付され平成32年 9月24日 まで有効であることをお知らせします。

記

1. 受 付 番 号 : A 1 4 T 0 4 5 2
2. 特定電気用品名 : タンブラースイッチ
3. 製 品 の 型 : S-301T
4. 証 明 書 番 号 : J E T 1 2 8 9 - 4 1 0 0 1 - 1 0 1 2 A
5. 製 造 工 場 名
住 所 : 神奈川県川崎市高津区宇奈根715-1
氏名又は名称 : N K K ス イ ッ チ ズ 株 式 会 社
神奈川県横浜市戸塚区原宿4-54-33
N K K ス イ ッ チ ズ 株 式 会 社 横 浜 工 場
福島県いわき市鎌田字石切場5-1
N K K ス イ ッ チ ズ 株 式 会 社 い わ き 工 場
6. 型 式 :
キE125V, 4A, キ125/250V, 15A-200W/6A, 単極, 銅線接
続用, 2段切換え, 機械式, 銀合金接点, 合成樹脂絶縁, 電子機械器具組み込み用及
び機械器具組み込み用, 電動機操作用及び一般用, 埋込み型, 非防水型

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：JET1289-41001-1012A
2. 交付年月日：平成26年10月24日（初版：平成25年9月25日）
3. 有効年月日：平成32年9月24日
4. 申込者名
住 所：神奈川県川崎市高津区宇奈根715-1

氏名又は名称：NKKスイッチズ株式会社

5. 特定電気用品名：タンブラースイッチ
6. 型式の区分：別紙のとおり
7. 製造工場名
住 所：別紙のとおり

氏名又は名称：別紙のとおり

8. 適用試験規格：電気用品の技術上の基準を定める省令第1項別表第四1及び2

9. 適合性検査の方法：

- 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令に定める方法
- 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法

10. 注意事項

- 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
- 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみ有効です。

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 薦田 康久
東京都渋谷区代々木5-14-12

適合証明書別紙

製造工場名

(1) 住 所：神奈川県川崎市高津区宇奈根 7 1 5 - 1

氏名又は名称：NKKスイッチズ株式会社

(2) 住 所：神奈川県横浜市戸塚区原宿 4 - 5 4 - 3 3

氏名又は名称：NKKスイッチズ株式会社 横浜工場

(3) 住 所：福島県いわき市鎌田字石切場 5 - 1

氏名又は名称：NKKスイッチズ株式会社 いわき工場

証明書番号：JET1289-41001-1012A

適合証明書別紙

型式の区分

要素	区分
定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
定格電流（定格電流表示のあるものの場合に限る。）	(1) 7A以下のもの (3) 10Aを超え15A以下のもの
適用電動機の定格容量（適用電動機の定格容量表示のあるものの場合に限る。）	(2) 100Wを超え200W以下のもの
極	(1) 単極のもの
接続する電線の種類	(1) 銅のもの
切換え（開操作を含む。）の段数	(1) 2以下のもの
開閉機構の方式	(1) 機械式のもの
接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの
主絶縁体の材料	(1) 合成樹脂のもの
外郭の材料（機械器具に組み込まれる構造のものの場合を除く。）	—
ボタンの数（電磁開閉器操作以外の押しボタンスイッチの場合に限る。）	—
使用方法	(1) 電子機械器具に組み込まれるもの (2) 機械器具に組み込まれるもの（電子機械器具に組み込まれるものを除く。）
用途	(2) 電動機操作のもの (3) その他のもの
種類	(2) 埋込み型のもの
防水構造	(3) 非防水型のもの
これ以下、組み合わせ	
定格電圧	(1) 125V以下のもの
定格電流（定格電流表示のあるものの場合に限る。）	(1) 7A以下のもの
使用方法	(1) 電子機械器具に組み込まれるもの
組み合わせ	
定格電圧	(1) 125V以下のもの
定格電流（定格電流表示のあるものの場合に限る。）	(3) 10Aを超え15A以下のもの
使用方法	(2) 機械器具に組み込まれるもの（電子機械器具に組み込まれるものを除く。）
用途	(3) その他のもの

証明書番号：JET1289-41001-1012A

適合証明書別紙

型式の区分

要素	区分
組み合わせ	
定格電圧	(2) 125Vを超えるもの
定格電流（定格電流表示のあるものの場合に限る。）	(1) 7A以下のもの
使用方法	(2) 機械器具に組み込まれるもの（電子機械器具に組み込まれるものを除く。）
用途	(3) その他のもの
組み合わせ	
定格電圧	(1) 125V以下のもの
適用電動機の定格容量（適用電動機の定格容量表示のあるものの場合に限る。）	(2) 100Wを超え200W以下のもの
使用方法	(2) 機械器具に組み込まれるもの（電子機械器具に組み込まれるものを除く。）
用途	(2) 電動機操作用のもの